

## 社会福祉法人 優 秋 会 役員報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人優秋会（以下「本会」という。）定款第23条の規定に基づき、役員報酬の支給に関し必要な事項を定める。

### (報酬額等)

第2条 本会の理事長に報酬を支給する。

2 前項の報酬は、本会法人の業務の処理、又は会議を主宰するため勤務（本会の業務遂行のため会議等に参加し、又は公共団体等の要請により本会の代表として各種会合、行事、式典に参加するため旅行した場合を含む。）した場合に支給する。

3 前項の規定により支給する報酬の額は日額として1日につき2万円とする。

### (報酬の支給期日)

第3条 前条の規定により支給する報酬は、職務従事後支給する。

### (代理出席役員に対する報酬)

第4条 前条の規定は、本会理事長の代理として業務に従事した役員であって、理事長が認めた場合に限り、この規程を準用し報酬を支給することができる。

2 前条の規定により支給する報酬は、第2条第3項の規定に関わらず1日につき1万5千円とする。

附 則 この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成30年6月19日評議員会の承認認定を受け、平成29年4月1日より適用する。